

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人から平成 26 年 6 月 16 日付けで提起された生活保護法第 63 条に基づく費用返還決定処分及び生活保護廃止決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が、平成 26 年 6 月 6 日付けで行った生活保護法第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分 1」という。）については、これを取り消し、同年同月同日付けで行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分 2」という。）に係る審査請求については、これを棄却します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 26 年 3 月 14 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、生活保護の申請をし、処分庁は、同日付けでこれを受け付けた。生活保護申請書には、請求人の雇用保険受給資格者証も添付されていた。
- (2) 平成 26 年 4 月 8 日、処分庁は、請求人に対する保護開始を決定し、同日この旨を通知した。
- (3) 平成 26 年 4 月 10 日、請求人は、再就職をした。
また、詳細な時期は不明であるが、平成 26 年 4 月上旬に請求人は、再就職が決定しそうな旨を処分庁に報告した。
- (4) 平成 26 年 4 月 17 日、請求人は、就職の報告及び再就職手当に係る手続を公共職業安定所に行った。
- (5) 平成 26 年 5 月 26 日、処分庁担当者は、請求人宅を訪問したが、請求人が不在であったため、収入状況を報告するよう指示する旨のメモを請求人宅に差し置いた。

- (6) 平成 26 年 5 月 26 日、請求人の預金口座に、再就職手当 [REDACTED] 円が振り込まれた。
- (7) 平成 26 年 5 月 29 日、請求人は処分庁を訪れ、就業促進手当支給決定通知書、収入申告書及び給与明細書の写しを処分庁に提出した。就業促進手当支給決定通知書の日付は平成 26 年 5 月 22 日であり、再就職手当として [REDACTED] 円を決定した旨が記載されていた。
- (8) 平成 26 年 6 月 6 日、処分庁は、保護開始日から平成 26 年 5 月分までに本人に支給した生活保護費 [REDACTED] 円を返還するように命じる旨の本件処分 1 及び同年同月 1 日付けで請求人の保護を廃止する本件処分 2 の決定を行い、請求人にこれを通知した。

なお、本件処分 1 の費用返還決定通知書には、本文中に平成 26 年 3 月 14 日から同年 5 月 31 日までに請求人に対して実施した保護について返還を命じる旨が記載され、通知書の納付理由欄には、「就業促進手当の受給があったため」と記載されていた。また、本件処分 2 の保護廃止決定通知書の廃止・停止の理由欄には「[REDACTED]さんの社会保障給付金の増加により廃止します。[REDACTED]さんの常用収入の認定による。◆過支給額は、[REDACTED]円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。[REDACTED]円返納してください。」と記載されていた。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

- (1) 本件処分 1 については、資力の発生日が平成 26 年 1 月 10 日と処分庁は主張しているが、雇用保険の手続については、保護申請時から伝えているが、費用の返還については、説明を受けていない。

再就職手当については、失業給付と異なり、失業給付受給期間の残りの期間に応じて、支払われるものである。資力の発生を申請日とすることは誤りであり、申請すれば誰でも給付を受けられるものではない。納付の理由となっている就業促進手当も自分は受給していない。

また、返還に当たっても自立更生の経費が認められるはずであり、また、新規就労控除や通院交通費も認められるはずである。

返還をしなければならないことが全く納得できない。

- (2) 本件処分 2 の決定通知書欄の廃止の理由は、社会保障給付金の増加により廃止となっているが、社会保障給付金ではなく、再就職手当である。社会保障給付金は受領した覚えはない。返納金額についても、期間が明示されていない。

常用収入の認定によると、理由には、記載されているが、自分の 1 か月の収入は [REDACTED] 円であり、生活保護受給者よりも低い水準である。

弁明書において、6 か月は保護を要しないことが、廃止の理由となっているが、それは、処分庁が請求人の事情を何も知らないで決定したことである。自立更生の期間は、6 か月とは決まっていない。

- (3) 審査庁には、公平・公正な判断をしてもらいたい。

3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、棄却の裁決を求めています。

- (1) 本件処分1については、請求人世帯の資力の発生時期は失業手当の申請をした平成26年1月10日であり、生活保護開始以前にまで遡ると考え、行ったものである。

これは、生活保護開始以前に失業保険の申請をしていることから、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問13-6の(4)に、保護開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合「保護開始前の災害等により補償金、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」の問答を準用できると考え、生活保護開始時からの生活保護費の返還を求めたものである。

納付の理由の就業促進手当は再就職手当を内包している制度であるため、通知のとおり記載とした。

新規就労控除については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け 社発第246号 厚生労働省社会局長通知）の第8の3の(2)のアにおいて、新規就労控除を適用する場合として、「中学校を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合」及び「入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかつた者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合」が規定されており、請求人はどちらにも該当しない。

また、通院交通費については、平成26年3月14日から平成26年5月31日の期間で入社のための健康診断書の作成のため医療機関へ通院しているが、会社から交通費の支給があったと報告を受けており、控除の対象外と考える。

- (2) 本件処分2については、廃止の理由に記載した社会保障給付金とは、失業・労働災害・医療・介護・高齢等を社会保険や公的扶助、社会福祉事業などにより行われる給付を指すものであり、この中に再就職手当も含まれている。

なお、返納金額については、平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの期間の生活保護費を窓口で現金 [REDACTED] 円を支給する準備をしていたが、社会保障給付金の取得と就労収入の認定により平成 26 年 6 月 1 日で生活保護を廃止となった。そのため窓口に出ていた現金を戻入することになったが、既に返納済のため、返納は不要となっている。

生活保護廃止理由は社会保障給付金（再就職手当）の受給のためであるが、常用収入についても収入として認定する必要があるため記載した。

4 判断

- (1) まず、本件処分 1 について検討します。請求人は、支給された再就職手当は誰でも受給できるものではなく、申請日を資力の発生時期とした処分庁の取扱いが不当であること、費用返還決定について必要な控除がなされていないこと及び費用返還決定通知書に記載されている理由の就業促進手当を受給していないこと等を理由に本件処分 1 の取消しを求めているので、まず、本件処分 1 における資力の発生時期について、検討を行います。

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定しています。

また、雇用保険法（昭和 49 年 12 月 28 日法律第 116 号）第 56 条の 3 第 1 項第 1 号において、「就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。」と規定され、再就職手当については、同号のロに掲げる「(一部略) 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの」に対する給付が該当します。

- (2) これを踏まえ、検討すると、本件処分 1 において、処分庁は、その主張から、失業保険の申請を行った平成 26 年 1 月 10 日を資力の発生時期と考え、具体的な費用返還請求期間については、「1 事実関係」の(8)のとおり、保護開始日である同年 3 月 14 日から同年 5 月 31 日までを費用返還請求期間として、本件処分 1 を行っています。

しかし、再就職手当については、請求人が主張するように、失業保険の申請を行うことにより、誰でも受給できるものではなく、請求人のように一定の期間内において再就職をし、それに基づき、公共職業安定所長が必

要があると認められた場合に支給されるものであることから、再就職手当については、収入として認定することが適当であり、資力の発生日を失業保険の申請を行った平成26年1月10日とし、同年3月14日から同年5月31日までの期間を費用返還の対象として、処分庁が行った本件処分1は、不当であることが認められます。

よって、本件処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、これを取り消します。

- (3) 次に、本件処分2について検討します。請求人は、保護廃止が不当であること、また、本件処分2の決定を通知した保護廃止決定通知書の理由の記載が不当であることを主張しているため、まず、処分庁が行った保護廃止決定の内容について、検討を行います。
- (4) まず、法第26条において、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」と規定し、具体的な保護の廃止の取扱い基準については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）の第10の問12の答において、保護を廃止すべき場合として(2)に「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と規定されています。
- (5) 以上を踏まえ、検討すると、「1事実関係」の(6)のとおり、請求人は、平成26年5月26日に再就職手当として、 円を受領しており、これは、医療扶助以外の最低生活費 円の6か月分を大きく上回っており、請求人が受給した平成26年3月14日から平成26年5月31日までの期間において通院等による医療扶助が支給されていないことを勘案すると、請求人の保護を廃止した処分庁の取扱いに何ら違法又は不当な点はありません。
- (6) 次に、請求人は、保護廃止決定通知書記載の廃止の理由が、不明確であることを主張しているため、この点について、検討を行います。

本件処分は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行政手続法」という。）第2条第4号に規定する不利益処分該当するので、行政手続法を踏まえた検討を行います。行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」、同条第3項は、「不利益処分をするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」

と規定しています。

なお、不利益処分をする場合の理由の付記の程度については、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなりますが、その事実に基づき、どの法的根拠により当該処分が行われたか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要であると考えられます。

これを踏まえて、検討すると、「1 事実関係」の(8)のとおり、社会保障給付金の増加及び常用収入の認定により、請求人の保護を廃止した旨が明記されており、何ら違法又は不当な点はありません。

請求人は、自らが社会保障給付金は受領しておらず、再就職手当を受給していることを主張し、不当である旨を主張していますが、処分庁が主張するとおり、再就職手当は社会保障給付金の一つであり、理由として、請求人が十分認識できる程度に記載されていると判断されます。

また、請求人は、過支給額の取扱いについても不明確な旨を主張していますが、この部分については、保護廃止の理由を示したのではなく、保護廃止に伴い生じる取扱いを示しているに過ぎません。処分庁の主張からも、実際返納は生じなくなっており、取扱いを示した記載としては、適切な記載ではないと認められますが、このことをもって、本件処分2を取り消す事由には該当しないものと判断されます。

以上、本件処分2については、処分庁が行った決定について、何ら違法又は不当な点はないと判断されるので、審査請求を棄却します。

(7) よって、主文のとおり裁決します。

平成 26 年 8 月 7 日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太

教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることがで

きなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)